

令和7年7月 30 日
参考資料
(県政・都道府県記者クラブ同時送付)

令和7年度渉外知事会定期総会の開催及び要望活動等の実施結果について

米軍基地が所在する 15 都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、防衛省、外務省等の関係省庁で要望活動を行いました。また、関係省庁への要望に先立ち、在日米国大使館に赴き、国への要望の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

1 定期総会

(1) 「基地対策に関する要望書」について

令和7年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 令和7年度「基地対策に関する要望書」の概要(別添1)
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定7本の柱の要望(別添2)
- ・ 令和7年度「基地対策に関する要望書」前年度からの主な変更点(別添3)
- ・ 基地対策に関する要望(別添4)

(2) 「日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請」について

「日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請(別添5)

2 要望活動等

防衛省、外務省等関係省庁に要望及び特別要請を実施するとともに、在日米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要望者

神奈川県知事	くろいわ 黒岩	ゆうじ 祐治	(渉外知事会会長)
沖縄県知事	たまき 玉城	で に ー デニー	(渉外知事会副会長)
青森県副知事	こたに 小谷	ともや 知也	(渉外知事会副会長代理)
長崎県副知事	うら 浦	まさき 真樹	(渉外知事会副会長代理)

※ 青森県副知事は、防衛省での要請活動のみ出席。

(2)対応者

在日米国大使館 ダグラス・フリッター 政務担当公使代理

外務省 岩屋 毅 外務大臣

防衛省 小林 一大 防衛大臣政務官

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 館野 電話 045-210-3370

課長代理 川東 電話 045-210-3375

令和 7 年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の 2 冊で構成しています。

1 「基地対策に関する要望書」の概要

(1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく 3 つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の改定については、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7 本の柱、19 項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3 つの大きな柱 >

「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化
- ⑤ 環境汚染対策費の新設

(2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としています。

- ・「2 日米地位協定の改定に係る要望」…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- ・「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。
- ・「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。

渉外知事会による日米地位協定改定 7 本の柱の要望

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

（第 2 条関係、施設・区域の提供等）

- ◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

（第 3 条関係、施設・区域に関する措置）

- ◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

（第 25 条関係、合同委員会合意）

- ◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、地元自治体が必要とする立入調査が行えるよう、改善を図ること。通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の地元自治体への迅速な情報提供、米軍（事故原因者）又は国（基地提供者）による速やかな環境調査の実施、調査結果の早急な公表及び汚染除去等の実施、並びに地元自治体による迅速かつ円滑な立入調査の実現及び返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。

（第 3 条関係、施設・区域に関する措置）

- ◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

（第 4 条関係、施設の返還）

- ◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

（航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係）

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

なお、新興感染症への対応については、これまでの経緯を踏まえ、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。

（第5条関係、入港料・着陸料の免除）

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、港湾、空港の使用にあたっての考え方を明らかにするとともに緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

（第9条関係、米軍構成員等の地位）

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

（第16条関係、日本法令の尊重義務）

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。」

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域及び我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定している水域・空域（以下「提供区域等」という。）の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置をとること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、不断の検証を行うとともに、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）
令和 7 年度「基地対策に関する要望書」前年度からの主な変更点

変更点 1：民間空港・港湾の使用に関する対応

＜修正概要＞

令和 6 年 7 月の「日米安全保障協議委員会（2＋2）共同発表」において、空港・港湾、その他運用基盤への柔軟なアクセスを可能にするために、日米の継続的な議論の重要性が強調されたことを受け、民間港湾、空港の使用にあたっての考え方を示すよう求めるもの。（重点要望）。

◎ 重点要望・2 日米地位協定の改定に係る要望

＜本冊 施策・制度・予算編 P. 4＞、＜別冊（日米地位協定関係編 P. iii、2、9）＞

旧（令和 6 年度）	新（令和 7 年度）
【本冊 P. 4、別冊 P. iii 2 日米地位協定の改定】 ④国内法適用の拡充 (略) （第 5 条関係、入港料・着陸料の免除） 「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」	【本冊 P. 4、別冊 P. iii 2 日米地位協定の改定】 ④国内法適用の拡充 (略) （第 5 条関係、入港料・着陸料の免除） 「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、<u>港湾、空港の使用にあたっての考え方を明らかにするとともに</u>緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」
【別冊 P. 2、9 （2）日米地位協定改定 19 項目の要望内容の詳細・理由等（第 5 条関係、入港料・着陸料の免除）】 ⑥ 米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること。 (略) そこで、基地以外の港湾や空港を利用するに当たっては、施設の円滑かつ安全な管理のため、航空法等の法令のみならず港湾管理条例等を含めた国内法令を適用すること。また、民間空港の利用は緊急時以外禁止とすることを明記すべきと考えます	【別冊 P. 2、9 （2）日米地位協定改定 19 項目の要望内容の詳細・理由等（第 5 条関係、入港料・着陸料の免除）】 ⑥ 米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、<u>港湾、空港の使用にあたっての考え方を明らかにするとともに</u>緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること。 (略) そこで、基地以外の港湾や空港を利用するに当たっては、施設の円滑かつ安全な管理のため、航空法等の法令のみならず港湾管理条例等を含めた国内法令を適用すること。また、民間空港の利用は緊急時以外禁止とすることを明記すべきと考えます。

	また、令和6年7月には、「日米安全保障協議委員会（2＋2）共同発表」において、<u>空港・港湾、その他運用基盤への柔軟なアクセスを可能にするために、日米の継続的な議論の重要性が強調されました。しかしながら、民間港湾、空港が、米軍によって制限なく自由に使用されることはあってはならず、日本政府は有事における扱いも含め、港湾、空港の使用の考え方を示すべきと考えます。</u>
--	--

変更点2：財産処分の弾力化

<修正概要>

防衛省の補助を受けて取得等した財産を処分する場合、一定の制限があることから、社会経済情勢の変化への対応等のため、財産の処分手続等について一層の弾力化を図ることを要望するもの。（個別要望）。

◎ 個別要望5・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に係る要望

<本冊（施策・制度・予算編 P.25）>

旧（令和6年度）	新（令和7年度）
	【本冊 P. 25 （2） 予算の増額と補助対象の拡大】 <u><財産処分の弾力化></u> <u>オ 補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産の処分手続等については、社会経済情勢の変化への対応や、既存ストックの効率的な活用の観点から、一層の弾力化を図ること。</u>

変更点3：新興感染症に関する情報提供

<修正概要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、十分な情報提供が行われなかった事例があったことを踏まえ、全ての米軍人等の感染状況について確実に情報提供を行うことを要望するもの。（個別要望）。

◎ 個別要望 5・「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に係る要望

< 本冊（施策・制度・予算編 P. 38） >

旧（令和 6 年度）	新（令和 7 年度）
【本冊 P. 38 10 新興感染症等に関する要望 新興感染症等について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染防止対策の徹底、（略） また、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。	【本冊 P. 38 10 新興感染症等に関する要望 新興感染症等について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染防止対策の徹底、（略） <u>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、地元地方公共団体に十分な情報提供が行われなかった事例があったことを踏まえ、国内法を適用し、感染症法に基づく発生届を義務づけるなど、全ての米軍人等の感染状況について確実に情報提供を行うこと。</u> <u>さらに、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。</u>

変更点 4：PFOS 等を含む水等の処分等

< 修正概要 >

令和 6 年 11 月をもって、在日米軍施設・区域においては P F O S 等が含まれる泡消火薬剤の廃棄を完了したが、泡消火薬剤の残留物が含まれる水等が米軍基地内に存在する場合には、その処分等を求めるもの。（個別要望）

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

< 別冊（日米地位協定関係編 P. 21） >

旧（令和 6 年度）	新（令和 7 年度）
【別冊 P. 21 （3）3 条関係（施設・区域に関する措置）ア 1 項関係〔3 条管理権〕】 < P F O S 等を含む製品の適正処理> (ケ) 米軍基地における P F O S 等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況について情報提供すること。 米軍基地における P F O S 等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表するとともに、P F O S 等を含まないものに早急に切り替えること。 代替品への交換が実現するまでの間、P	【別冊 P. 23 （3）3 条関係（施設・区域に関する措置）ア 1 項関係〔3 条管理権〕】 < P F O S 等を含む水等の適正処理> (ケ) 米軍基地における P F O S 等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況について情報提供すること。 米軍基地における P F O S 等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表するとともに、P F O S 等を含まないものに早急に切り替えること。 <u>令和 6 年 11 月をもって、在日米軍施設・区域においては P F O S 等が含まれる泡消火薬剤の廃棄を完了したと承知しているが、P F O S 等を含む泡消火薬剤の残留物が含まれる水等が米軍基地内に存在している場合には、早急に処分すること。</u> <u>代替品への交換が実現するまた、処分まで</u>

F O S等を含む製品の管理にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。 処分が完了した際には、処分方法も含めてその旨を地元自治体へ速やかに情報提供すること。	の間、P F O S等を含む製品水等の対応管理にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。 処分が完了した際には、処分方法も含めてその旨を地元自治体地方公共団体へ速やかに情報提供すること。
---	---

ほか、文言の時点修正等あり。

基地対策に関する要望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところがあります。

近年相次ぐオスプレイに関する事故をはじめとする航空機事故、原子力艦等の艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型インフルエンザ等の新興感染症についても、その対策に万全を期することが必要となっています。

国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところではありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえず、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元に移転されること

によって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本的見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成 30 年 7 月及び令和 2 年 11 月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

日米地位協定改定に向けた 検討の加速等に関する特別要請

令和 7 年 7 月 30 日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

外務大臣	岩屋毅	殿
防衛大臣	中谷元	殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
(略称：渉外知事会)

会長	神奈川県知事	黒岩祐治
副会長	青森県知事	宮下宗一郎
副会長	長崎県知事	大石賢吾
副会長	沖縄県知事	玉城デニー
	北海道知事	鈴木直道
	茨城県知事	大井川和彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	山梨県知事	長崎幸太郎
	静岡県知事	鈴木康友
	京都府知事	西脇隆俊
	広島県知事	湯崎英彦
	山口県知事	村岡嗣政
	福岡県知事	服部誠太郎

日米地位協定については、当協議会として、早急な改定を行うよう、繰り返し求めてきました。

しかしながら、日米地位協定は、我が国を取り巻く安全保障環境や我が国の社会経済環境の変化にも関わらず、60年以上改定されていない状況にあります。

その間、事件・事故、航空機騒音など基地から派生する様々な基地問題が生じており、近年では、新型コロナウイルス感染症、PFOS等の環境問題等が発生しました。

これまで基地問題が発生する都度、日米両国政府は運用改善で対応してきましたが、問題の抜本的解決のためには、米軍の活動に国内法を適用するなど、地位協定改定が不可欠です。

石破総理大臣は日米同盟強化のためにも日米地位協定の改定が必要であるとの考えであり、昨年10月以降、地位協定改定を含めた「アジアにおける安全保障の在り方」について国内での検討が進められていると承知しています。検討を加速するとともに、早期に日米間での協議を開始するなど、改定に向けた取組を進める必要があります。

当協議会は、日米安全保障体制の必要性は理解しており、これまで実施してきた要望事項は、在日米軍の駐留に伴う諸問題を解決し、より望ましい日米安全保障体制を構築する上で重要なものであると考えます。

我々地方公共団体の意見を聴取した上で、基地周辺住民の意向を踏まえ、現状に即した日米地位協定の在り方を日米で連携し検討すべきです。

そこで、日米両国政府で連携し、次の措置を実施するよう強く求めます。

- 1 日米地位協定改定に向け、現在行われている国内での検討を加速するとともに、早期に日米間での協議を開始すること。
- 2 地位協定改定にあたっては、本協議会のこれまでの要望事項を踏まえ、米軍の活動に国内法を適用するなど、基地が所在する地域の意向に沿ったものとする。
- 3 特に、地位協定改定にあたっては、基地に関係する地方公共団体の意見を聴取する機会を設けること。